

議事要旨(2) 企業会計基準「ストック・オプション等に関する会計基準(案)」及び企業会計基準適用指針「ストック・オプション等に関する会計基準等の適用指針(案)」について

標記会計基準等の最終公表の議決にあたり、豊田統括研究員より、前回の第94回企業会計基準委員会(12月2日開催)及び第49回ストック・オプション等専門委員会(12月8日開催)において、指摘がなされた部分を中心に検討状況の説明がなされた。

(第94回企業会計基準委員会での指摘事項への対応)

- 国際財務報告基準や米国会計基準で連結財務諸表を作成する場合、特に調整が必要となる部分について、記載を求める意見がなされたことについて、実際に調整が必要とされる主な項目は「ストック・オプションの失効が生じた場合の取扱い」であり、株価条件による失効や権利不行使による失効の際の「利益戻し入れ」の取扱いが本会計基準と異なっており、これらの内容については解説書等で改めて触れることとされた。
- 本会計基準「結論の背景」第21項において、会社法との関係についての記載がなされているが、そのなかで会計処理について明確に記載すべきとの指摘がなされたことについて、この項の中で会計処理に触れている部分については、本会計基準本文に項番号を明示して対応することとされた。
- 国際財務報告基準や米国会計基準において、株価条件は単価に反映させるとともに、数量にも反映させており(株価条件が達成されなかった場合には、費用の戻し入れを行う)我が国でも同様の取扱いをすべきだとの指摘がなされたが、調査の結果必ずしも指摘されたような取扱いになっていない旨の説明がなされ、特段の修正はなかった。

(第49回ストック・オプション等専門委員会での検討状況について)

- 株価変動性の予想について、将来の株価変動性を見積る上で「原則的な」事項と、「例外的な」事項に整理し、会計基準適用指針に規定するため、以下のように具体的方法の検討がなされた。
  - ・ 「原則的な」事項については、株価情報を収集する期間は、株価変動性を予測すべき将来期間と「同じ長さ」の期間であるべきということ、将来における株価変動性を予測することから、「直近」の過去データを用いるべきということ、「価格観察の頻度」においては、信頼性のある測定を行うためにある程度のサンプル数が必要であり、頻度の決定に関しては規則的に観察すべきで、十分な情報量を確保できる頻度であることが要件とされた。
  - ・ 「例外的な」事項とは、例えば3年前からの株価データを収集する必要がある場合に、その「データ収集期間」内の株価情報に異常情報が含まれている場合(当該会

社について根拠のない風説が流布されるといった場合)については、異常情報を含まない連続した3年間の株価情報を収集する方法と、異常情報期間を除外し、それと同じ期間分の情報収集期間を延長する方法が具体的に説明された。

また、企業を巡る状況に不連続的な変化(例えば事業構造の大幅な変革)により、「連続性」が絶たれるようなケースで、事後の株価変動性を予測する上で、事前のデータが役に立たなくなるような場合には、自社の株価情報において信頼性のある期間の株価情報をもとに、そのデータからランダムにデータを抽出してデータ不足を補う方法が具体的に説明された。

以上のような説明の後、審議が行われた。委員等の主な発言は以下のとおりである。

- 企業を巡る状況の不連続的な変化について、「事業構造の大幅な変革等」が行われた場合に連続性が絶たれる旨の規定がなされているが、このような変化は頻繁に行われており、現在の株価を利用できなくなるなど実務に反映しにくい規定となることを懸念するという発言がなされたことから「当該企業の業態が全く変わってしまう」場合と限定的な記載に修正する旨の回答がなされた。
- 敵対的買収防止策として、一定のものに自社株式オプションが付与される場合については、「対価関係にある給付の受入れを伴わない取引」に該当すると考えられ、そのように対価性のないことが容易に立証される場合に当該取引に関して費用認識しないことになるという規定がある。しかし、会計上の評価として対価性がゼロということを立てることは困難であり、「容易に立証される場合」という表記により実務上の困難をきたすのではないかという発言があったが、通常企業では、敵対的買収の防止策として自社株式オプションを付与することを明言することはなく、定量的なもので立証が求められている印象をうけることから、第三者の視点によっても分かるような表現にしてはどうかという意見があり、「対価性が無いことが明確である取引の場合」という表現に修正する旨の回答がなされた。

審議の後、上記修正を前提として採決が行われ、具体的な字句等の修正に関しては委員長に一任の上、両案については出席委員12名全員の賛成により議決された。

以 上